

# 答 申 書

(答申第22号)

平成21年6月25日

福井市情報公開審査会

## 答 申

(第 2 2 号)

### 第 1 審査会の結論

異議申立人が行った「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき女性を一時保護するまでの経緯に関する書類」の公文書開示請求に対し、福井市長（以下「実施機関」という。）がこれを一部開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が公文書一部開示決定通知書（平成 2 1 年 1 月 3 0 日付け長福第 2 6 0 号）で異議申立人に対して行った公文書一部開示決定を取り消し、全部を開示するとの決定を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由及び異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書及び福井市情報公開審査会（以下「審査会」という。）での陳述において主張する異議申立理由の要旨は次のとおりである。

- (1) 女性が申立人のことをどのように言ったのかを知る権利がある。
- (2) 実施機関は、福井市情報公開条例（平成 8 年福井市条例第 2 9 条。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号の非開示情報（個人情報）に該当するとしているが、個人情報といえない部分まで非開示としているのではないか。
- (3) 実施機関は、申立人が虐待をした疑いがあるという理由により非開示の部分を増やしたのではないか。
- (4) 公文書に事実と違う記載があるのではないか。

### 第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が、審査会に提出した理由説明書及び審査会での陳述において述べている説明は、次のように要約される。

#### 1 事実関係の経過について

某年某月某日、女性からの相談があったため、某日、申立人宅において、申立人、女性、市職員及び関係機関職員で面談を行った。その結果、女性は施設の短期入所を利用することになり、女性は当日入所する。某日、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、福井市が女性を一時保護した。

異議申立人が開示請求した公文書は、この一時保護するまでの経緯に関する書

類である。

## 2 非開示決定の理由

開示請求に係る公文書中、非開示とした部分については、通報者（届出者）が虐待を疑った根拠となる情報や、通報者（届出者）への聞き取り調査が行われた時に関係機関等から提供された情報等が主だったものになる。

したがって、本件公文書開示請求について、条例第7条第2号本文に規定する個人情報に該当すると判断し、市職員名以外の部分を非開示として決定した。

## 第4 審査会の判断

審査会は、異議申立てに係る公文書の内容と申立人及び実施機関の双方の主張を審査した結果、本件公文書については、女性の状況や相談内容等が記載されているものであり、本件で非開示とした部分については、条例第7条第2号本文に規定する個人情報であると認める。

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

よって、当審査会は、頭書のごとく結論する。

平成21年6月25日

福井市情報公開審査会

会長 海道 宏 実

【 審 査 会 の 経 過 】

年月日	審査の経過
平成 21 年 3 月 5 日	諮問書受理（実施機関 福井市長）
平成 21 年 4 月 17 日	審議（第 1 回）
平成 21 年 5 月 13 日	審議（第 2 回） 実施機関及び異議申立人意見陳述
平成 21 年 6 月 12 日	審議（第 3 回） 答申案検討
平成 21 年 6 月 25 日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏 名	備 考
泉 幸 枝	
大 村 順 一	
奥 村 祥 子	会長職務代理者
海 道 宏 実	会長
村 上 千 夏 子	

（氏名は 50 音順）